

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な視点

本市における多文化共生施策を推進するに当たり、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、本計画の基本的な視点は次のとおりとします。

- (1) 社会情勢の変化など外国人市民を取り巻く状況への適応
- (2) 多様性と包摂性のある地域社会の実現
- (3) デジタル化の進展への対応
- (4) 気象災害の激甚化への対応
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

2 SDGsとの関連性

2015（平成 27）年の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「誰一人取り残さない」多文化共生の地域づくりを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本理念

指針で掲げていた基本理念「互いの文化的なちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」は、本市に暮らす様々な国籍、民族や文化的背景をもった人々が、互いのちがいやそれぞれの多様性を尊重し合いながら、地域社会の構成員として受け入れられ、参画し、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けた根本的な考え方を示しています。

また、この考え方は、外国人市民を取り巻く状況にいかなる変化が生じても変わるものではありません。

このようなことから、本計画においてもこの基本理念を引き継ぎ、更なる施策の展開を図ります。

**互いの文化的ちがいを認め合い、
誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり**

4 計画の目標指標

「多文化共生社会の実現」について肯定的な回答が増加することは、多様性と包摂性のある社会の実現につながるため、次の指標により基本理念の達成状況を測定します。

多文化共生に関するアンケート「多文化共生社会が実現しているか」の回答割合
(外国人市民及び日本人市民の肯定的な回答の合計値)

現状値 2022（令和4）年度	41.0 %	目標値 2031（令和13）年度	70.0 %
--------------------	--------	---------------------	--------

5 施策の体系

本計画は、本市における多文化共生社会の実現に向けて、3つの「基本の柱」のもと、10の「施策の方向」を設定し、具体的な施策に取り組みます。

